

土砂災害〔特別〕警戒区域指定

土砂災害防止法によって、新たな区域が土砂災害（特別）警戒区域に指定されました。

■問い合わせ先 生活安全課 ☎(36)5050

土砂災害防止法とは、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為を制限を実施するもので、平成13年4月に施行されました。法律の目的は、土砂災害から生命・

体を保護することです。
今回の土砂災害（特別）警戒区域指定で大島地区で69カ所、東郷地区で2カ所指定され、現在、市内で同区域に指定されているのは357カ所です。今後も玄海地区をはじめ、順次、指定されていきます。

【こんな場所が区域指定の対象となります】

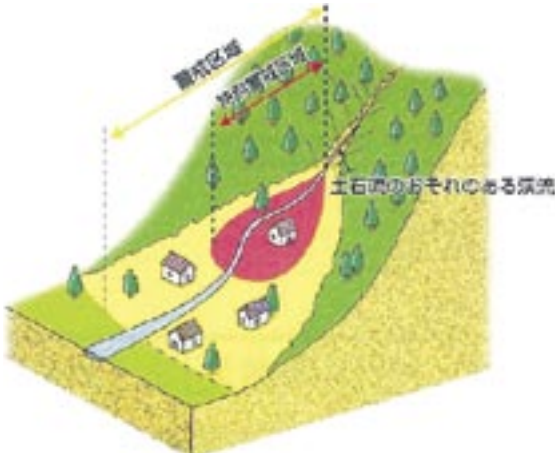
がけ崩れ

雨や雪解け水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象



土石流

山や川の石や土砂が、大雨などによって水と一緒に激しく流れ下る現象



地滑り

雨や雪解け水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象



土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう

【土砂災害（特別）警戒区域指定箇所】 単位：カ所

【指定区域の種類・内容】

	土石流		急傾斜		地滑り		合計	
	土砂災害警戒地域		土砂災害警戒地域		土砂災害警戒地域		土砂災害警戒地域	
	うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域	
前回まで	51	50	235	216	0	0	286	266
今回	71	65	0	0	0	0	136	65
合計	122	115	235	216	0	0	357	331

土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)

＜土砂災害の恐れがある区域＞

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

＜建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある区域＞

【指定された区域での土砂災害対策】

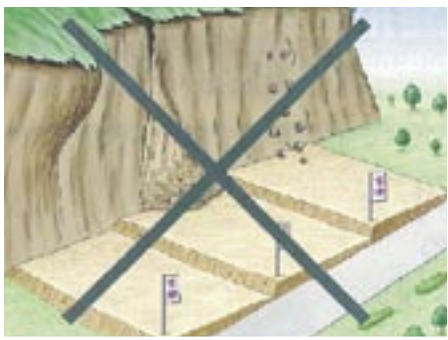
土砂災害警戒区域では・・・

警戒避難体制の整備



土砂災害から命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

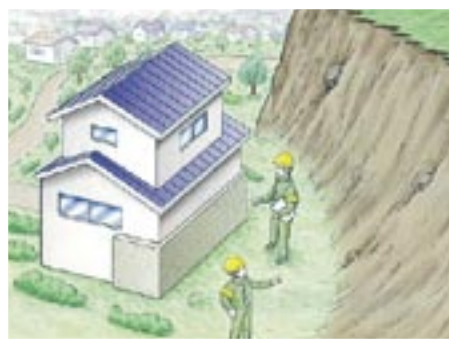
特定の開発行為に対する許可制



住宅宅地分譲や老人ホーム、病院など災害弱者関連施設を建築する場合の開発行為には許可が必要です。

さらに土砂災害特別警戒区域では・・・

建築物の構造規制



想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認がされます。

建築物の移転



著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者などに対し、移転などの勧告がなされます。なお、移転される人には融資や資金の確保などの支援措置があります。